

「四国横断自動車道」及び「阿南安芸自動車道」の早期整備を求める意見書

四国では、大都市と比較し人口集積が低いことから、生活の大部分を自動車交通に依存しており、本州四国連絡高速道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する「四国8の字ネットワーク」は、あらゆる経済・社会活動を支える最も基幹的かつ重要な社会資本である。

また、平時の救命・救急はもとより、近い将来、高い確率で発生が予想される「南海トラフ巨大地震」や、局地化・頻発化・激甚化する豪雨災害など、大規模自然災害の発生時には「命の道」となり、さらには、企業の地方移転や産業競争力の強化、交流人口の拡大による地域活性化の推進など、地方への「ひと・もの・しごと」の流れをつくる「活力の道」となり、「地方創生」を実現するためには、無くてはならない道路である。

こうした中、平成28年3月に決定された四国圏広域地方計画においては、「南海トラフ地震や津波等に対する安全・安心を支える基盤として、四国8の字ネットワークを形成すること」が位置づけられ、本県の高速交通ネットワークの早期整備に一層の加速が期待される場所である。

一方、本県の「四国横断自動車道」や「阿南安芸自動車道」は、現在、整備中であるが、「海部道路」に至っては未だ事業化すらされていない状況となっており、これら「命の道」、「活力の道」の機能を十分に活かすためには、その整備を推進し、南伸を図ることが急務である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 四国8の字ネットワークの整備については、確実かつ計画的に推進し、国が責任を持って「ミッシングリンク」の解消を図ること。
- 2 本県の高速交通ネットワークの基幹を成す「四国横断自動車道」及び「阿南安芸自動車道」の早期整備により、南伸を図ること。
- 3 計画段階評価が完了した「阿南安芸自動車道（牟岐～野根間）」、いわゆる「海部道路」の早期事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

徳島県議会議長 嘉 見 博 之